

# 丹後・食の王国構想プロジェクト推進協議会設置要領

## 第1 趣 旨

丹後地域の持つ良質で豊かな地域資源である「食」をテーマに、地域産品を活用した新商品開発や販売促進、また、食品関連産業の誘致・集積を図るとともに、丹後の食の魅力を発信し、観光誘客を促進させることで、丹後の「食のブランド化」と「高付加価値化」を図り、丹後地域一帯に「食」関連の産業が連たん立地する一大回廊を構築していくことを目指す。

## 第2 構 成

- (1) 丹後・食の王国プロジェクト推進協議会（以下、「協議会」という。）の委員は学識経験、産業関係の各分野の適当と認められる者で構成する。
- (2) 委員は、必要に応じて追加できるものとする。

## 第3 運営等

- (1) 協議会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 協議会は、座長が主宰する。
- (3) 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

## 第4 検討内容

協議会は、丹後地域の目指すべき「食の王国」の姿及びその実現のために必要な施策や推進体制に関する構想の策定を行う。

## 第5 事務局

- (1) 協議会の事務局（庶務）は、京都府丹後広域振興局農林商工部において行う。
- (2) 協議会の運営及び事業実施を行うため、京都府商工労働観光部及び農林水産部は支援を行う。

## 第6 その他

その他、協議会の運営等に関し必要な事項は、別途定める。